

平成27年 2月 20日
資 料 提 供
担当室 長寿社会課
高齡者生活支援室
担当者 嶋本・堀内
電話(直通)073 - 441 - 2522

平成25年度における 県内市町村の高齡者虐待への対応状況について

「高齡者虐待の防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齡者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

このたび、厚生労働省が高齡者虐待防止法第25条に基づく、平成25年度の対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、今回、同調査の県内全体の結果を取りまとめましたので公表します。

なお、概要は次のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齡者虐待（高齡者虐待防止法第25条に基づくもの）

○相談・通報件数等

市町村及び県への相談・通報件数は11件、そのうち虐待の事実が確認された件数は1件でした。

○虐待の事実が確認された1件の内訳

- ・虐待の種別は「身体的虐待」が1件でした。
- ・施設の種別は「特別養護老人ホーム」が1件でした。

○虐待への対応

市町村及び県において施設に対して調査を実施して事実の確認を行ったうえで、施設や従事者への指導や改善計画の提出依頼等を行いました。

2 養護者による高齡者虐待

○相談・通報件数

市町村への相談・通報件数は182件、そのうち虐待の事実が確認された件数は131件でした。

【虐待を受けた高齡者の状況】

- ・性別 女性が79%
- ・年齢 75歳以上の方が79%
- ・要介護 要介護認定を受けている方が65%

【虐待の種別】

- ・身体的虐待が最も多い

【虐待を行った者の状況】

- ・息子が35%と最も多く、次いで夫が24%で、合わせると約60%

○虐待への対応

これらの虐待事案に対して、市町村では、高齡者を虐待者から分離して施設で保護したり、介護保険サービス等の利用などにより、高齡者及び養護者の支援を行いました。

3 県の取組み

○高齡者虐待の防止に向けて、県民に対する普及啓発を行うとともに、高齡者虐待への対応を担う市町村や地域包括支援センター職員向けのマニュアルを策定し、研修を実施しています。

○養介護施設従事者等による虐待を防止するとともに、身体拘束の防止など介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者に対する研修を実施しています。

○介護保険法及び老人福祉法の観点から、県所管の養介護施設の運営や体制等に問題があると認められる場合は、指導・監査を行います。